

国民年金制度のご案内

令和6年度
新潟市 保険年金課

国民年金制度の仕組み

- 国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人すべてが加入し、老後や障がい、死亡といったリスクに備えるものです。
- 国民年金はすべての国民に共通して支払われる基礎年金です。会社員や公務員などは、この基礎年金を土台に上乗せして厚生年金が支払われる、いわゆる2階建ての仕組みとなっています。
- 自営業者や学生など第1号被保険者のほか、厚生年金に加入している人や、その人に扶養されている配偶者も、それぞれ第2号被保険者、第3号被保険者として国民年金加入者に位置づけられます。

国民年金（基礎年金）			1階
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	
自営業者や学生など	会社員などの被扶養配偶者	会社員や公務員など	
厚生年金（共済組合）			2階

資格取得などの手続きについて

第1号被保険者となる時、区役所・出張所の窓口で届出が必要です。

こんなとき	届出種別	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）
退職した（60歳未満）	資格取得届	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかる書類のうちどれか1点 ・本人確認書類
会社員などの被扶養配偶者でなくなった ○会社員であった配偶者の退職、65歳到達、死亡 ○被扶養者であった本人の収入増 ○離婚	種別変更届	・離職日のわかる書類 ・扶養抹消日のわかる書類

- 20歳になったときの資格取得手続きは、原則として不要です。20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。
- 就職して職場の年金制度に加入する場合や、会社員の被扶養配偶者になる場合などは、職場での手続きとなります。
- 窓口では、手続きに来られた人の本人確認をします。同居のご家族以外の方が本人に代わって届出する場合は、別途委任状などの代理権確認書類が必要です。

任意加入について

次に該当する人は、本人の希望によって国民年金に任意加入することができます。

60歳以上65歳未満の日本国内に住所のある人	20歳以上65歳未満の海外に住んでいる日本人	昭和40年4月1日以前に生まれた人(特例任意加入)
満額の老齢基礎年金に近づけたい人や、受給資格期間が足りない人が資格期間を補うために加入できます。	国民年金の被保険者でなくなるため、任意加入すれば国内の被保険者と同様に老齢基礎年金等が支給されます。	65歳までに受給資格を満たせない場合に、満たすまでの間（70歳まで）加入できます。

国民年金についてのお問い合わせ先

年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください

0570-05-1165

●050で始まる電話からは **03-6700-1165**

受付時間

- 月曜日 午前8時30分～午後7時
- 火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付
※休日、祝日（第2土曜除く）、12月29日～1月3日は利用できません

日本年金機構

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

新潟西年金事務所 国民年金課
(中央区、西区、西蒲区にお住まいの人)

025-225-3008

新潟東年金事務所 国民年金課
(北区、東区、江南区、秋葉区、南区にお住まいの人)

025-283-1013

※受付時間は「ねんきんダイヤル」と同じです。 ※どちらの番号も、自動音声の流れたら「2」→「2」

区役所・出張所

- 年金の受け取りに関する手続きは、出張所ではできません。
- 受け取る年金の種類によっては、年金事務所のみでの手続きになります。

北区	区役所 区民生活課給付係	025-387-1275	江南区	区役所 区民生活課給付係	025-382-4235	西区	区役所 区民生活課給付係	025-264-7243
	北出張所	025-387-1705		横越出張所	025-382-4287		西出張所	025-264-7718
東区	区役所 区民生活課給付係	025-250-2265	秋葉区	区役所 区民生活課給付係	0250-25-5676		黒埼出張所	025-264-7775
	石山出張所	025-250-2840		小須戸出張所	0250-25-5720	西蒲区	区役所 区民生活課給付係	0256-72-8336
中央区	区役所	025-223-7149	南区	区役所 区民生活課給付担当	025-372-6135		岩室出張所	0256-72-8817
	窓口サービス課給付係	025-223-7520		味方出張所	025-372-6810		西川出張所	0256-72-8764
	東出張所	025-223-7520		月潟出張所	025-372-6945		潟東出張所	0256-72-8884
	南出張所	025-223-7582					中之口出張所	0256-72-8920

ホームページ

日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/index.html>



新潟市 くらし・手続き → 保険・年金 → 国民年金
<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/hoken/kokuminnenkin/index.htm>



国民年金保険料と納め方

国民年金保険料

- 定額保険料（月額） **16,980円** [令和6年度分（令和6年4月分から令和7年3月分まで）]
17,510円 [令和7年度分（令和7年4月分から令和8年3月分まで）]

- 付加保険料（月額） **400円** [第1号被保険者で、将来より多くの年金を希望する人]
※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からです。なお、国民年金基金と同時に加入することはできません。

納め方

各月の保険料は、原則として翌月の末日までに次の方法で納めます。

納付方法	納付場所・手続き先など
納付書（現金）	○ 金融機関や郵便局（ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済などで納付できます。 <u>区役所、出張所、年金事務所の窓口では納めることができません。</u> ○ 納付書は、加入手続き後1か月ほどで、日本年金機構から年度末までの分が送付されます。また、毎年4月に1年度分（4月分から翌3月分）が送付されます。
口座振替	○ 通常の口座振替の振替日は翌月末日です。 <small>（令和6年度保険料の場合）</small> 申し出により早割（当月末日振替）にすると、月額保険料が60円割引で16,920円になります。 ※振替日の例…通常：4月分保険料を5月末日に振替、早割：4月分保険料を4月末日に振替 ※振替日が金融機関・郵便局（ゆうちょ銀行）の休業日の場合は、翌営業日振替です。 ○ 納付書など基礎年金番号がわかるもの・預貯金通帳またはキャッシュカード・届出印をお持ちのうえ、金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）または年金事務所へお申し込みください。
クレジットカード	○ 年金事務所へお申し込みください。
電子納付	○ インターネットバンキング、モバイルバンキングなどで納める方法です。 ○ ご利用の金融機関へお問い合わせください。

前納による割引

まとめて前払い（前納）すると、割引が適用されます。年金事務所へお申し込みください。

毎月納付（現金）で 支払う保険料（割引なし）	前納		納付期限	現金・クレジットカード		口座振替		クレジットカード 口座振替 申込期限
	種類	対象期間		支払う保険料	割引額	支払う保険料	割引額	
令和6年度分 203,760円	6か月前納	令和6年4月～9月分	4月末日	202,100円 <small>(101,050円×2期)</small>	1,660円 <small>(830円×2期)</small>	201,440円 <small>(100,720円×2期)</small>	2,320円 <small>(1,160円×2期)</small>	2月末日
		令和6年10月～令和7年3月分	10月末日					8月末日
令和6年度分 + 令和7年度分 413,880円	1年前納	令和6年4月～令和7年3月分	4月末日	200,140円	3,620円	199,490円	4,270円	2月末日
		2年前納 (2年度分)						

- 納付書（現金）・口座振替・クレジットカード納付の場合は前記以外に、年度途中から年度末または翌年度末までの分を前納することもできます。（口座振替・クレジットカード納付は令和6年3月から新たに取扱いとなります。）
- 納付期限日は、金融機関が土曜・日曜・祝日で休業日のときは、翌営業日となります。
- 保険料は全額、社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合などに、保険料が免除または猶予される制度があります。区役所・出張所の窓口でご相談ください。

申請に基づくもの

日本年金機構の審査を経て承認を受けると免除・猶予されます。

種別	対象	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）
申請免除 <small>（全額免除、3/4免除 半額免除、1/4免除）</small>	○所得が一定額以下の人 ○退職または会社が倒産するなど失業した人 ○災害により損害を受けた人 など	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかる書類のうちどれか1点 ・本人確認書類 ・離職者は、離職票または雇用保険受給資格者証など ・学生納付特例の申請の場合は、上記のほかに学生証（写し可）または在学証明書（原本）またはアプリ型学生証の提示
納付猶予	※納付猶予は、50歳未満の人に限りです。	
学生納付特例	○大学や専門学校など対象となる学校の学生であって、所得が一定額以下の人	

- 所得審査
 - ・申請期間の前年または前々年の所得により審査されます。
 - 被保険者本人のほか、申請免除の場合は世帯主および配偶者、納付猶予の場合は配偶者が審査対象となります。
 - ・失業した人や災害により損害を受けた人は、所得にかかわらずその事実に基づいて審査します（特例免除）。
- 申請書の提出
 - ・原則として毎年申請が必要ですが、所得審査により全額免除、納付猶予が承認された人で、翌年度分も継続を希望するときは申請不要となる場合があります（特例免除の場合は除く）。
 - ・申請時点から2年1か月前までの期間について、遡って申請できます。

該当の事実を届け出るもの

種別	対象	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）	
法定免除	○障害基礎年金、障害厚生（共済）年金を受けている人（障害等級1級、2級および旧法の3級） ○生活保護法による生活扶助を受けている人	・年金手帳、 基礎年金番号通知書、 マイナンバーのわかる書類 のうちどれか1点 ・本人確認書類	・障害年金・生活扶助を受けていることがわかる書類
産前産後免除	○出産予定の人、 または平成31年2月1日以降に出産した人（妊娠4か月以上の出産で、死産、流産などを含む）		・母子健康手帳または妊娠届出書の写し

- 産前産後免除は、出産予定日の6か月前から届出できます。免除期間は4か月間（多胎は6か月間、例外あり）です。

免除・猶予期間の年金受け取りへの影響

- 保険料の免除、法定免除、納付猶予もしくは学生納付特例の承認を受けた場合は、その期間に応じて保険料を全額納付したときと比べ将来受け取る年金額は少なくなります。
ただし、産前産後免除の期間は全額納付したものとして扱われます。
- 障害基礎年金や遺族基礎年金を請求するときには、保険料を納めたときと同様に扱われます。
- 一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）の承認を受けた期間は、納付すべき一部の保険料（本人納付分）を納付しないと未納扱いとなり、年金額や年金受給資格期間に反映されません。

納付免除・猶予種別	本人納付分 保険料割合	受け取る老齢基礎年金の割合（全額納めたときを「1」とした場合）			年金受給資格期間 への算入
		国庫負担分	本人納付分	合計	
全額納付				1	○
免除	全額免除・法定免除	0	0	4/8	○
	3/4免除	1/4	← 全体の1/8	5/8	○
	半額免除	半額	全体の2/8	6/8	○
	1/4免除	3/4	全体の3/8	7/8	○
	産前産後免除	0	保険料を納付したものととして全額反映されます		1
納付猶予・学生納付特例	0	年金額には反映されません		0	○
未納		年金額には反映されません		0	×

（平成21年4月以降）

- 免除などの承認を受けた期間分の保険料は、将来受け取る年金額を満額に近づけるために、10年以内であればあとから納めること（追納）ができます。
（承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。）
- 未納期間の保険料は、納付期限から2年を過ぎると納めることができなくなります。

基礎年金は3種類

- 基礎年金は【老齢基礎年金・付加年金】【障害基礎年金】【遺族基礎年金】の3種類があります。（各年金の詳細は裏面へ）
- 老齢厚生年金、障害厚生年金や遺族厚生年金などの厚生年金に関する相談窓口は、年金事務所です。
- 共済組合の年金に関する相談窓口は、各共済組合です。

そのほか市で手続きするもの

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上ある夫が、どの年金も受けずに亡くなったとき、妻へ60歳～65歳になるまで支給されます。ただし、婚姻期間が10年以上必要です。

年金額＝夫の老齢基礎年金額×3/4
※他の年金と同時に受けることはできません。

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受けることはできませんので、どちらか一方を選択することになります。

死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36月以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、故人と一緒に生活していた遺族に支給されます。

支給額＝保険料を納めた期間によって
120,000～320,000円
※保険料免除期間は、保険料を納めた割合に相当する期間で計算されます。

特別障害給付金

カラ期間（右囲み参照）の①または②の期間に初めて受診したけがや病気が原因で、現在障害基礎年金の1・2級相当の障がい状態にある人に支給されます。

支給月額 1級 55,350円
2級 44,280円

カラ期間
（合算対象期間）
とは

昭和36年4月以降の次のような期間です。受給資格期間を満たしているかどうかをみるときは計算されますが、年金額には計算されません。

- ① サラリーマンの配偶者が任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
- ② 学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
- ③ 厚生年金等の脱退手当金を受給した期間
- ④ 海外に住んでいた20歳以上60歳未満の期間

基礎年金（3種類）の詳細

■老齢基礎年金・付加年金

65歳になったときから支給されます。

支給を受けるためには

- 原則10年（120月）以上の加入期間（①～④の合計）が必要です。
- ① 国民年金保険料を納めた期間（免除期間、第3号被保険者期間含む）
 - ② 昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間
 - ③ 任意加入できる人が加入しなかった期間（＝カラ期間 裏面右下をご覧ください）
 - ④ 学生納付特例および納付猶予の承認期間

年金額

(年額) **816,000円** 【**813,700円**】 40年間（480月）の保険料を納めた場合
【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人

- 40年に満たない場合はその期間により減額され、年金額は次の式により計算します。

$$\text{老齢基礎年金額の計算式} \quad 816,000\text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料免除を受けた月数}}{480\text{月}(12\text{月} \times 40\text{年})}$$
- 保険料免除を受けた月数は、次の式にあてはめ計算します。

$$\left(\frac{1}{4} \text{免除を受け、} \frac{3}{4} \text{納付した月数} \times \frac{7}{8} \right) + \left(\frac{\text{半額免除を受け、半額納付した月数}}{\text{半額納付した月数}} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{3}{4} \text{免除を受け、} \frac{1}{4} \text{納付した月数} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{全額免除及び法定免除の月数}}{\text{法定免除の月数}} \times \frac{4}{8} \right)$$
- 付加保険料を納めていた人は【200円×付加保険料納付月数】が上乗せで支給されます。
 例：10年間納めた場合・・・納付額 400円×10年（120月）＝48,000円
 支給額 200円×10年（120月）＝24,000円（年額）
- 希望により、繰り上げ請求（60歳～64歳までの間に請求・年金額は減額）や、繰り下げ請求（66歳以降に請求・年金額は増額）をすることもできます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

相談の窓口は

- 区役所年金事務所 ○第1号被保険者期間のみの人
 年金事務所 ○第1号被保険者期間のほかに第2号・第3号被保険者期間がある人

■障害基礎年金

けがや病気で障がいの状態になったとき支給されます。

支給を受けるためには

- ① 初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月までの場合、その前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
※初診日が20歳前の場合は保険料の納付要件はありません。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、あるいは1年6か月以内に症状が固定した日）または請求日に1級、2級の障がいの状態にあること。
※身体障害者手帳の等級とは基準が違います。（例えば身体障害者手帳が3級でも国民年金では2級と認定される場合もあります。）

年金額

●1級（年額） **1,020,000円** 【**1,017,125円**】 ●2級（年額） **816,000円** 【**813,700円**】
【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人

- 令和7年3月31日までに18歳になる子（障がいのある子は20歳）がいるときは、次の額が加算されます。

子の人数	1人目・2人目	3人目以降
加算額（1人につき）	各 234,800円	各 78,300円

相談の窓口は

- 区役所年金事務所 ○初診日が
 ・第1号被保険者期間にある人
 ・日本に住んでいた60歳～65歳未満の期間にある人
 ・20歳になる前にある人
 年金事務所 ○初診日が第3号被保険者期間にある人

■遺族基礎年金

一家の家計を支える人が亡くなったとき、子のある配偶者や子（18歳になった最初の3月31日まで（障がいのある子は20歳未満））に支給されます。

支給を受けるためには

- 亡くなった人が、次の①か②に該当していること。
- ① 死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上あること。または、死亡日が令和8年3月までの場合、その前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
 - ② 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であること。

年金額

(年額) **816,000円** 【**813,700円**】 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人

- 令和7年3月31日までに18歳になる子（障がいのある子は20歳）がいるときは、次の額が加算されます。

加算額（1人につき）	子の人数	1人目	2人目	3人目以降
	子のある配偶者が支給を受ける場合	234,800円	234,800円	各 78,300円
	子が支給を受ける場合	加算なし	234,800円	各 78,300円

相談の窓口は

- 区役所年金事務所 ○亡くなったときに
 ・第1号被保険者だった人
 ・日本に住んでいて60歳～65歳未満だった人
 ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であった人、または受給中だった人
 年金事務所 ○亡くなったとき第3号被保険者だった人